

企業申請品目に係る食品健康影響評価についての 標準処理期間の達成状況(報告)

平成22年12月16日 食品安全委員会事務局

本年1月1日以降に食品安全委員会においてリスク評価の要請事項が説明された企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に当該要請に対する食品健康影響評価の結果を通知するよう努めることとされている。

これに関しては、上記委員会決定の5により、標準処理期間の達成状況について、事務局は毎年1回、食品安全委員会に対して報告を行うこととされている。

ついては、平成22年における標準処理期間の達成状況（平成22年12月15日現在）を下記のとおりに報告する。

記

企業申請品目について、平成22年に評価の要請を受けた件数及び平成22年に結果を通知した件数並びに各々の標準処理期間との関係は、次表のとおりである。

	計	分野別内訳				
		農薬 ^(注1)	動物用 医薬品	遺伝子組換 え食品等	新開発 食品	肥料・ 飼料等
平成22年に評価の要請 を受けた件数	77	43(2)	3	22	8	1
平成22年に結果を通知 した件数	17	5(2)	2	10	0	0
うち標準処理期間を 超過した件数 ^(注2)	—	—	—	—	—	—
審議中の件数	60	38	1	12	8	1
うち標準処理期間を 超過している件数 ^(注2)	—	—	—	—	—	—

(注1) かっこ内は、動物用医薬品も関連する案件数（内数）である。

(注2) 本決定の施行後1年が経過していないことから、標準処理期間を超過したものはない。